軽自動車税	(種別割)	由告	(報告)	書兼煙部		: 善書
	ヘイギ カリ ロリノ	T			アバスコ	' DF 💳

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

添付書類	販売証明·廃車証明·申告済証	
確 認 欄	その他 ( )	

ミ・特原・50・90・125

Λ To	<b>/</b> −	п					h #-	Φ.	-W -	_	100	£.			7年 月	別	(V)	E (	一一	<b>∃</b> #/r	<u> </u>		
令和	年	月	∃  受付₽	<sub>[</sub> ]		-	申 告		理 由	bert	租	_		4	<b>→</b> 1	/* *	1 4 41 4	ļ	標_	<u> </u>	番	号	
	とおり申告 請します。	告(報告)					新 規 □購入 □譲り受け □転入		者  ・氏名	□第一	種 特定原幅0.6	機 付 (50cc) 原付 (0.6kW m以下及び	(は0.6kW) 以下、長 最高速度2	さ1.9m.	以下、	小型特例 □農耕作 □その作	乍業用	□高納 移	- 高槻市 槻 市 2 義 務	`	) 年	 月	——— 目
							□その他	□標譜				0cc又は0.8						発生	年月日	ļ.,			
高村	規市長							□辞気	(量変更 )他		□第二種 甲(125cc又は1.0kW以下) □ミニカー							旧標	識番号				
		住 アは									所有形	態	1. 🖺	自己所	有 2	2. 所有	権留保	₹ 3	. リー>	へ車			
	所	ᇙᄼᆉᇄ						委任	委任印欄				. 左記所有者の住所又は所在地と同じ										
納有税		氏 名 <sub>又は</sub>								・ 主たる定置場・		2. 高槻市											
$\overline{}$	者	名 称									-	車	名	ı		型	式 及	びを	下 式	原酮	動機の	型式	番号
申 告 •	但	生年月日	大・昭 平・	年	月	日電	電話 番号										型	÷	年式				
報	J J	住 所				•					車	台	番	長	<u>1</u> .	型	式 認	定	番 号	総排気	<b></b> 量又	は定札	各出力
告)		又は								アルファ	ベットや数	字の記入誤り	こご注意くだ	さい。									сс
美	」 所使	<u>所在地</u> (フリガナ)						禾/	壬印欄	-													kW
義 務 者	. 4	氏 名							工口小側	下記	長さ	・幅・最高	高速度0	り欄け	特定	原付の目	自告時の	み記り					
者	の慣用	又は								, ,,,,		<del>長</del>	3		1172	23.13	hi hi			最	高	速	
	車の場合記:権留保・	名 称																					
	記 1		大・昭	]		I T	重話																1 /1
	<u>入</u>	生年月日	平•	年	月	日	電話 番号			-	Let	□原動	4.1%( / - ) 亡	与武击	m (性字	百日ま	冷ノ ).	口柱台	m P原母、「	コル亜山	<b>肚形亡</b>	新古	km/h
		住 所								販		スは譲渡					乐\。丿 <b>、</b>	口付从	已原刊。 令和		付がは 年	別里で	日
	届	又は								売	7.0 42 =2					, ,							·
		所在地									住	所又は原	听在地										
出		(フリガナ)								<b>-</b>													
		氏 名 <sub>又は</sub>								渡	氏	名又に	名 称										
		名称								証	雷	話者	番 号										
	者	電話番号								明													
	<del>-</del> (1.)				<i>(-)</i>	<u> </u>	· )			書		物商許可			front	1	公安					号	
この申告について、納税義務者本人から委任を受けていることを誓約いたします。 - 運転免許証 ・ 健康保険証 ・ その他						標	識		納の	有	無	<u></u>			できな			埋日	1				
処理欄	所有者	<ul><li>・ 届出者</li></ul>		建料光	H L HTC	) (建康)	<b>木</b>	~C V/11	,			有 •	無				}	<b>盜難•</b> ;	紛失•破	[損・そ	の他		
							_								_								

(注意) 虚偽の申告又は報告をされますと、地方税法の規定により処罰される場合があります。

※申告書の記載要領及び申告に必要なものは裏面に記載 ※届出者が所有者本人(法人以外)の場合は、押印不要

## 記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□に✔を記入すること。
- 「納税(申告・報告)義務者」の欄の所有者と使用者が同じ場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 「所有形態」の欄には、該当項目を〇で囲むこと。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については「1」を○で囲み、 それ以外の場合については「2」の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 7 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 8 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□に✔を記入し、その者の 住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。 なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。
- 備考 申告者・報告者にあっては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、 次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。 ①原動機の定格出力が0.6キロワット以下 ②長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下 ③最高速度が20キロメートル毎時以下

新車を購入した場合 (業者から購入)	廃車手続き済みの バイクを譲り受けた場合 (売買や友人等から譲り受けるなど)	高槻市内の人から 高槻市内の人への 名義変更の場合	他市町村から 転入してきた場合	他市町村の人から 高槻市内の人への 名義変更の場合
・所有者の本人確認書類(写し可)	・所有者の本人確認書類(写し可)	  ・新所有者の本人確認書類	  1 廃車手続きが完了して	  ・新所有者の本人確認書類

	(業者から購入)	バイクを譲り受けた場合 (売買や友人等から譲り受けるなど)	高槻市内の人への 名義変更の場合	転入してきた場合	高槻市内の人への 名義変更の場合
	・所有者の本人確認書類(写し可)	・所有者の本人確認書類(写し可)	<ul><li>・新所有者の本人確認書類 (写し可)</li></ul>	1 廃車手続きが完了して いる場合	・新所有者の本人確認書類 (写し可)
	•販売証明書	・市町村発行の	(		( ) ( )
登	(本人確認書類の例)	廃車証明書(再登録用)	<ul><li>・原動機付自転車申告済証 (紛失の場合は車台</li></ul>	・所有者の本人確認書類(写し可)	•原動機付自転車申告済証 (標識交付証明書)
録	運転免許証、健康保険証	※ただし、売主が公安委員	番号の石刷り(拓本)又は	・市町村発行の	(100,000,000,000,000,000,000,000,000,000
に	身体障がい者手帳、療育手帳	会から古物商の許可を受	車台番号の写真や画像)	廃車証明書(再登録用)	<ul><li>市外のナンバープレート</li></ul>
必	マイナンバーカード、住基カード	けている場合は、手帳(古	_		
要	パスポート、在留カード等	物営業法に基づく許可証)	・ナンバープレート		・旧所有者の譲渡証明書
な	国・地方公共団体が発行して	のコピー、販売証明書、		2 廃車手続きが済んでい	又は本人確認書類(写し可)
ŧ	いる身分・資格証明書	車台番号の石刷り(拓本)	・旧所有者の譲渡証明書	ない場合	\0/66 + m+46 > > > + 3 < 46
0)	※有効期限内のもの	でも登録できます。	(住所・氏名・生年月日・		※他市町村からの転入や他
		*/供表棚) z 白 蚊素 / 1	連絡先を記載)	・所有者の本人確認書類(写し可)	市町村から市内への名義
		※備考欄に自賠責保険等 の解除について記載され	又は本人確認書類(写し可)	•原動機付自転車申告済証	変更の場合、申告済証(標識交付証明書)が無ければ
		た廃車申告受付書につい		(標識交付証明書)	手続きができません。先に
		ては再登録用の廃車証明		(棕瞰文的証明音)	前の市町村で廃車手続き
		書としての取り扱いはでき		<ul><li>市外のナンバープレート</li></ul>	を行ってください。
		ません。			211 > CVCCV 9
ŀ	*	各種証明書及び申告	済証については必ず	原本をご持参くださ	W <sub>0</sub>

<ご注意とお願い>

- 1. 高槻市に住民登録されていない方は、住民票所在地を確認できるもの(免許証の写し等)と、現住所、氏名が確認できるもの(公共料金の領収書や 郵便物(公的機関からのもの等))をご持参ください。
- 2. 代理の方が手続きをされる場合は、所有者の本人確認書類、又は委任印欄への押印で手続き可能です。(法人の場合は必ず法人印が必要です。) また、代理の方の本人確認書類も必要です。
- 3. ミニカーの登録をされる場合は、所定の条件を満たしているかの確認のために、パンフレットの写しや写真(輪距が0. 5mを超える写真等)等の添付が必要です。
- 4. 排気量変更をして登録される場合は、排気量変更の報告書の提出が必要ですので、お問い合わせください。
- 5. 原動機付自転車申告済証の紛失により再発行する場合は、車台番号の石刷り(拓本)又は車台番号の写真が必要です。